

横浜市立大学オープンイノベーションラボ施設利用要領

制定 令和 7 年 10 月 1 日

最近改正 令和 8 年 7 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は横浜市立大学研究・産学連携推進センター設置規程（以下「設置規程」という。）第 2 条及び 公立大学法人横浜市立大学土地・建物長期貸付要領（以下「貸付要領」という。）第 3 条第 9 項の規定に基づき、オープンイノベーションラボに置くレンタルラボ等の利用に関し必要な事項を定める。

(施設)

第 2 条 オープンイノベーションラボの 2 階に Q201 号室～Q212 号室の 12 室のラボを置く。

(入居資格)

第 3 条 ラボに入居することができる者は、次の各号の者とする。

(1) 大企業においては、本学に共同研究講座を設置している法人、中小企業においては、本学教員との共同研究活動を推進する法人（以下「共同研究法人」という。）であり、騒音、悪臭、粉塵、振動その他、他のラボ入居者の研究に悪影響を及ぼす形態の研究を実施しない者

(2) その他、特に研究・産学連携推進センター長が適当と認めた者

(利用責任者)

第 4 条 共同研究法人は、あらかじめ利用責任者を定めておかなければならない。

2 共同研究法人は、ラボの利用に関して貸付要領及び横浜市立大学オープンイノベーションラボ施設利用要領を遵守しなければならない。

(入居の承認)

第 5 条 共同研究法人は、貸付要領第 5 条第 2 項に定める公立大学法人横浜市立大学土地・建物長期貸付申請書及び横浜市立大学オープンイノベーションラボ施設利用計画書（様式 1）（以下「利用計画書」という。）を、理事長に提出し、その承認を得なければならない。

2 理事長は、利用計画書の提出があった際には、速やかに研究・産学連携推進センター会議（以下「センター会議」という。）に入居に関する審査を委嘱する。

3 理事長は、承認された共同研究法人に対して、入居承認通知書（様式 2）によりその旨を通知する。また、貸付要領第 5 条第 3 項に定める賃貸借契約を締結する。

4 共同研究法人は年度ごとに研究の進捗状況をセンター会議に報告し、貸付要領第 5 条第 4 項に定める賃貸借契約を更新しなければならない。

5 理事長は、不承認となった共同研究法人に対して、入居不承認通知書（様式 3）によりその旨を通知する。

(審査基準)

第 6 条 センター会議において審査する利用計画書の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大企業は本学に共同研究講座を設置していること、中小企業は共同研究を行っていること

- (2) 成果の実用化を目指すような研究活動であること
 - (3) 研究活動を実施するための準備・体制が整備されていること
- (審査方法)

第7条 利用計画書に関する審査方法は、前条第1項第1号から第3号各号に基づき作成した事務案を研究・産学連携推進センター会議において承認することとする。但し、定数以上の応募があった場合は産学連携ラボ審査部会にて審議する。

(契約の解除)

第8条 ラボに入居した共同研究法人に次の行為があった場合、又はラボの管理上支障があると理事長が認めた場合は、センター会議の議を経て、本学と共同研究法人間で締結した「建物賃貸借契約」を解除することができる。

- (1) ラボの利用又は搬入機器について虚偽の申請をしたとき
- (2) 承認された研究の遂行以外に使用したとき
- (3) 承認された場所以外の場所を無断で使用したとき
- (4) 承認された場所の一部又は全部を本学に無断で他の者に転貸して使用させたとき
- (5) 施設、設備等を承認なく改廃し、新設し、又は無断で移動したとき
- (6) 理事長がラボの管理上支障があると認めた実験等を行ったとき、又は行うおそれがあるとき

(貸付料等)

第9条 共同研究法人へのラボの貸付料は、貸付要領第8条第4項の規定に基づき、別表1のとおり定める。

(光熱料)

第10条 共同研究法人は、ラボにおいて使用した光熱料を負担しなければならない。

(セキュリティカードの取扱い)

第11条 セキュリティカードの取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条に規定する入居資格を有する者には、入居時にセキュリティカードを貸与する。
- (2) セキュリティカードの追加発行又は再発行を希望する者は、所定の文書により申請するものとし、発行に要する実費を負担しなければならない。
- (3) 共同研究法人へのセキュリティカードの貸与については、共同研究契約書等に定めるところによる。
- (4) セキュリティカードが不要となったときは、速やかに申し出るとともに、貸与を受けたセキュリティカードは返却しなければならない。

(事務)

第12条 ラボの施設運営に関する事務は、研究・産学連携推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、施設の利用等に関しては貸付要領及び建物賃貸借契約書に基づくものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

月額賃料（共益費込・消費税抜き）

ラボの賃料については、以下のとおり定める。

ア 1 m²あたりの月額賃料の単価表

中小企業	大企業
8,060 円	16,120 円

イ 部屋別月額賃料

部屋	広さ	中小企業	大企業
201、207	19.9 m ²	160,394 円	320,788 円
202～206 208～212	19 m ²	153,140 円	306,280 円

※月額賃料は、すべて共益費（オープンイノベーションセンター施設内の共有スペースの利用料をいい、ラボの面積 1 m²あたり月額 2,200 円）を含みます。消費税額は月額賃料に対し加算し、別途請求します。

様式 1

横浜市立大学オープンイノベーションラボ施設利用計画書

年 月 日

公立大学法人横浜市立大学理事長 様

申込者
所在地
名 称
代表者名

次のとおり、オープンイノベーションラボ内産学連携ラボを利用したいので申請します。

また、利用にあたっては、公立大学法人横浜市立大学土地・建物長期貸付要領及び横浜市立大学オープンイノベーションラボ施設利用要領を遵守します。

	受付番号	No.	※横浜市立大学記載欄
共同研究/共同研究講座企業の概要	所在地 資本金 従業員数 企業概要	別紙のとおり	
利用責任者	職名 氏名 連絡先	TEL	E-mail
共同研究/共同研究講座の課題名			
産学連携ラボの利用計画	共同研究/共同研究講座の実施に関する利用計画 ※ 以下の4つの項目を含んで利用計画をご記入ください。 1 研究活動の概要・スケジュール 2 研究活動の目的・方向性 3 研究活動の成果として事業化 4 研究活動を実施するための準備・体制の整備状況		

	※ 研究の概要・スケジュールについて必ず明記してください。		
産学連携ラボ の利用結果	共同研究/共同研究講座の実施に関する利用結果 ※ 以下の4つの項目を含んで利用結果をご記入ください。 1 研究活動の結果 2 研究活動の目的・方向性 3 研究活動の成果として事業化 4 研究活動を実施するための準備・体制の整備状況		
共同研究/共同研究講座企業の共同研究者 (利用責任者は○を付す)	所属	職名	氏名
本学の共同研究者 (研究代表者は○を付す)	所属	職名	氏名
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
利用室名			
利用する設備等	☐ 電話（外線） ☐ ☐ インターネット ☐		
上記の申請について、共同研究/共同研究講座を実施することを承認します。 年 月 日 本学の共同研究者（研究代表者） （所属） （職名） （氏名）			

1. 利用計画の記入にあたっては、記入スペースは自由に拡大して結構です。
2. ラボの利用及び利用する設備等については、希望する部屋番号を記入してください。
3. 各室の電気・電話・インターネット利用料金は入居者の負担となります。
4. 発生する付帯工事の費用は、基本的に入居者の負担になります。
5. 記入欄が不足している場合は、適宜欄・用紙を追加して結構です。

様式 2

研産 第 号
年 月 日

共同研究講座/共同研究企業あて

公立大学法人横浜市立大学
理事長

横浜市立大学オープンイノベーションラボ施設入居に関する
承認通知書

横浜市立大学オープンイノベーションラボ施設利用要領第5条第2項の規定に基づき審査した結果、産学連携ラボへの入居を承認します。

- 1 利用開始年月日 年 月 日
- 2 使用室名 号室

(担当)

電話：
FAX：
E-mail：

様式 3

研産 第 号
 年 月 日

共同研究講座/共同研究企業あて

公立大学法人横浜市立大学
理事長

横浜市立大学オープンイノベーションラボ施設に入居に関する
不承認通知書

横浜市立大学オープンイノベーションラボ施設利用要領第 5 条第 2 項の規定に
基づき、審査した結果、産学連携ラボへの入居は不承認となりました。

1 決定年月日 年 月 日

(担当)

電話：

FAX：

E-mail：